環境・安全
提出日：2004年10月29日
提出先：中国国家発展改革委員会

中国版WEEE条例案への意見

1．全体的コメント

（1）今回のように広く利害関係者に意見を求める措置には大いに感謝する。今後も引続き意見徴収の実施および情報開示をお願いしたい。
（2）国家レベル・地方レベルの権限切り分けにおいて、全体的混乱を避けるため地方レベルの権限は執行権限に限定されることが不可欠である。たとえば、中央一元化でないと混乱を来すと考えられる条項として、第5条（基金）、第18条（資格認定）、第20条（マニフェスト）については国家レベルでの統一性が必要と考える。
（3）関係者責任制により、受益者費用負担を考慮することを望む。基金に対し生産者から費用を徴収することがある場合、新製品購買消費者から廃家電処理費用を徴収できることにしてもらいたい。

2．条文別コメント

第７条	本条の最後に“制定に当たっては、各組織（生産者）の役割・資金負担の分担を具体化する”よう明記してほしい。
第９条（1）	関連する材料成分情報は、原則、処理企業が必要とするものと考えるが、本体廃却まで取扱説明書を伴うことは困難である。従って、取扱説明書に材料成分情報を書くことは意味がない。必要な場合には、処理業者と生産者が契約により情報提供するという仕組みがあれば良い。
第９条（3）	家電生産企業は生産量、販売量と輸出量等関連する情報を提供しなければならないとあるが、それらデータの使途は何か不明である。どうしても必要な場合、守秘義務を明確にしてほしい。また前述の使途にもよるが、再利用が多いマーケットであり、処理企業にも同様の義務が必要と考える。
第13条	再利用された製品に使用される部品およびその品質、また製造品質、使用材料等は、当該処理業者以外関知することが困難なため、旧家電には処理業者のブランドを付け、その業者が品質保証責任者となる旨、条文に明記してほしい。

3．複数の条文に関わるコメント

第11条 第12条 第14条	有償での引渡しの規定については、将来、経済が発展した場合、経済的合理性を阻害する可能性があるので、時限的運用を考慮したものとするよう提案する。

担当：環境・安全グループ　衣笠　Tel.　03-3431-9230